

障がい児・者施設、事業所における事故等発生時報告要領

大分県福祉保健部障害福祉課

1 目的

この要領は、障がい児・者施設及び事業所（以下「施設等」という。）において、利用者に対するサービスの提供中に事故が発生した場合等の行政機関への報告の取扱いを定め、施設等と行政機関が連携・協力して、迅速かつ適切な対応を行うとともに、事故等の発生要因や再発防止策の実効性を検証し、利用者に対するサービスの質の向上及び施設等の運営の適正化を図ることを目的とする。

2 対象となる施設等

(1) 障がい者施設、事業所（①及び⑤については大分市所在の施設等を除く）

- ①障害者支援施設 ②地域活動支援センター ③福祉ホーム ④盲人ホーム
- ⑤障害福祉サービス ⑥一般相談支援事業所 ⑦特定相談支援事業所
- ⑧移動支援事業所

(2) 障がい児施設、事業所

- ①障害児入所施設 ②障害児通所支援事業所 ③障害児相談支援事業所

3 報告の対象となる事故等

報告の対象となる事故等は下表のとおりとする。

なお、サービス提供中の事故については送迎・通院等の場合を含み、事業者の過失の有無を問わない。

事故等	事故等の内容、程度	備考
①死亡その他重大な人身事故	利用者が、事故等により死亡、重篤状態又は重度の障がいを有する（重症化を含む）に至った場合	※病気による死亡や重篤状態については、家族等がサービス提供に起因すると主張している場合は報告対象とする。
②けが	利用者が骨折した場合、又は入院を要するけがをした場合	※入院を要しない場合でも後遺症が残る可能性のあるものを含む。
③感染症、食中毒	同一の感染症、食中毒による患者が5名以上、又は全利用者の1割以上発生した場合	※疑いがある場合を含む

④暴力	利用者が他の利用者や職員に、②に該当する程度のけがを負わせた場合	
⑤犯罪行為	利用者が犯罪行為を行い、警察捜査の対象となった場合	
⑥所在不明	利用者が所在不明となり、4時間以上経過しても発見できなかった場合	
⑦職員による虐待	職員が利用者に対して虐待行為を行ったことが判明した場合	※疑いがある場合を含む。
⑧火災等の災害	火災が発生した場合、又は天災（地震、風水害等）により人的・物的被害が生じた場合	※物的被害の例 （施設・建物の損壊、浸水等）
⑨役職員の不法行為	役職員の不法行為により、利用者被害を与えた場合（⑦に係るものを除く）	※預かり金の横領等
⑩その他	上記に準ずる程度の事故等が発生した場合（判断がつかない場合を含む）	※送迎・通院等の事故、誤薬、利用者又は保護者とのトラブルが発生した場合や、テレビ・新聞等で報道された場合（報道の可能性のある場合）を含む。

4 報告の手順

- (1) 事故等が発生した場合速やかに必要な処置を行うとともに、家族等に連絡する。その後、支給決定先の市町村担当課に連絡する。必要に応じて保健所や児童相談所等に連絡するものとする。

なお、死亡又はそれに類する事故等又は事業所の責による事故等が発生した場合は、県障害福祉課（以下、県という）を含めた関係行政機関に電話により第一報を行うものとする。

- (2) 事故等の処理の後、速やかに県に事故等報告書（以下、報告書という）の提出を行う。

上表③に該当する場合は、施設等を所管する保健所に電話にて第一報を行い、その後県に報告する。

- (3) 原則として、以下の URL から該当する申請フォームにて県障害福祉課に提出する。

県 HP : <https://www.pref.oita.jp/site/syougai-shitei/jiko.html>

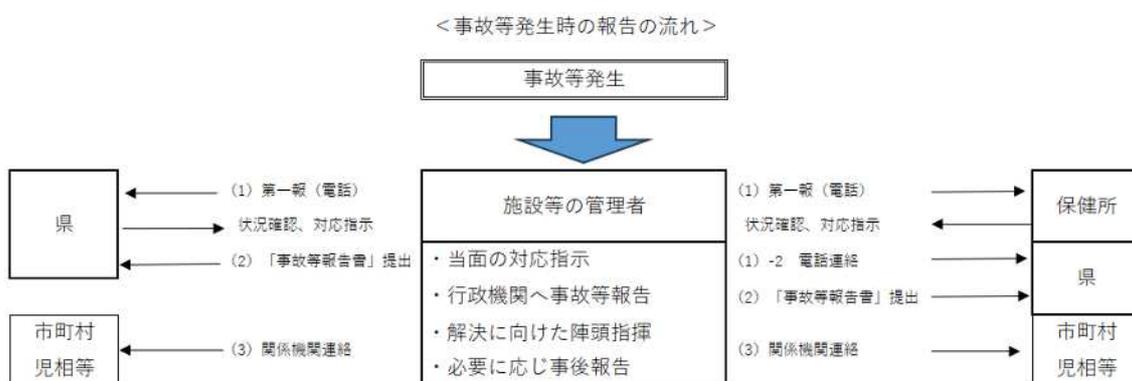
・3の表①、②、④～⑦、⑨、⑩…「障がい児・者施設等における事故等報告」

- ・ 3 の表③ … 「障がい児・者施設等における被災状況報告」
- ・ 3 の表⑧ … 「障がい児・者施設等における感染症患者等発生報告」

なお、報告方法については、メール又は郵送での提出も妨げないものとする。

この場合において、報告書様式は下記のとおりとする。

- ・ 3 の表①、②、④～⑦、⑨、⑩…別紙様式第 1
- ・ 3 の表③ …別紙様式第 2
- ・ 3 の表⑧ …別紙様式第 3



5 根拠法令等

- ・ 指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（第 58 条）
- ・ 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（第 44 条）
- ・ 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（第 19 条）
- ・ 福祉ホームの設備運営に関する基準を定める条例（第 17 条）
- ・ 指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
（第 40 条、77 条、94 条、109 条、122 条、140 条、148 条、158 条、171 条、184 条、189 条、200 条、209 条）
- ・ 障害福祉サービス事業の設備運営に関する基準を定める条例
（第 31 条、50 条、55 条、60 条、69 条、84 条、87 条）
- ・ 指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第 49 条、58 条）
- ・ 指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第 52 条、78 条、89 条）
- ・ 社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について

- (平成 17 年 2 月 22 日付け老発第 0222001 厚生労働省老健局長他 4 局長合同通知)
- ・「社会福祉施設における感染症等発生時に係る報告」の取扱いについて
- (平成 17 年 6 月 20 日付け福保第 644 号大分県福祉保健部長通知)

※条文等は別添参照。

H25.5.10 制定

H27.8.4 改正

R7. 改正